

いちのせきのイベントにボランティアスタッフとして参加してみませんか いちのせきイベントサポーター制度

1 この制度は

あらかじめ『いちのせきイベントサポーター（以下「サポーター」といいます。）』として登録いただいた方に、市内のイベントの運営に加わっていただく制度です。

いちのせきを応援するみなさんが、イベントを通じて、地域の魅力を見つめ直し、みんなで盛り上げる一体感と成功させる達成感を共有することにより、イベントの参加者間の交流やコミュニティ活動が活発化することを目指します。

2 この制度のイベントって

この制度のイベントとは、一関市（以下「市」といいます。）又は市が構成員となっている団体・組織が主催又は共催（名義のみの使用の場合を除きます。）する催しのことをいいます。

3 サポーターの要件は

中学生以上の方であれば、どなたでもサポーターとして登録できます（市外にお住まいの方もサポーターに登録できます）。

4 まずは、サポーター登録を

サポーター登録は、「本人による申込み」か「会社、学校、団体などからの推薦」のいずれかの方法で行います。

申込み、推薦の受付は、市役所まちづくり推進部まちづくり推進課と各支所地域振興課、それから、各市民センターでも受け付けします。

① 本人申込みの場合

サポーターに登録することを希望する方は、いちのせきイベントサポーター登録申込書（以下「申込書」といいます。）を提出していただきます。なお、本人の申込みの場合は、本書の末尾のアドレスのサポーター制度のホームページから電子メールで申込みすることもできます。

※ 中学生又は高校生が登録する場合は、申込書のコピーを学校に提出していただきます。

② 推薦の場合

会社や学校、団体などが、サポーターを推薦しようとする場合は、いちのせきイベントサポーター登録推薦書（以下「推薦書」といいます。）を提出していただきます。この場合は、本人の承諾が必要です。

5 登録証の交付

市では、申込書又は推薦書の提出を受けたときは、サポーターとして登録し、いちのせきイベントサポーター登録証（以下「登録証」といいます。）をサポーターに交付します。

6 イベント情報の提供・従事の意向確認

市では、イベント情報を市のホームページに公開するほか、イベントの担当課から、サポーターに登録いただいた方にイベントごとに「イベント情報の提供」と「イベントのスタッフとしての従事の意向の確認」をします。

情報提供と従事の意向確認は、サポーターの希望により、郵送又は電子メールのいずれかでお知らせします。

7 イベントへの従事申込み

サポーターは、従事の意向確認のあったイベントに従事したい場合は、市のイベント担当課に申込みします。なお、申込みは、電子メールでもできます。

※1 申込みが多数の場合は、人数を制限することがあります。

※2 中学生又は高校生がスタッフとしてイベントに従事する場合は、申込書のコピーを学校に提出していただきます。

8 サポーターが18歳未満のときは

18歳未満のサポーターがイベントのスタッフとしての従事の申込みをするときは、イベントごとに保護者の承諾が必要です。

保護者の承諾は、いちのせきイベントサポーター業務従事承諾書（以下「承諾書」といいます。）により、書面で提出していただきます。この場合、1枚の承諾書で複数のイベントへの参加を承諾することもできます。

9 イベント従事の決定のお知らせ

市（イベントの担当課）では、イベントに従事する申込みをしたサポーターに、イベントの集合時刻・場所や従事内容などをお知らせします。

お知らせは、サポーターの希望により、郵送又は電子メールのいずれかでお知らせします。

10 イベントの従事

市からイベントの集合時刻・場所や従事内容などの連絡を受けたサポーターは、他のスタッフと一緒にイベントに従事していただきます。

11 登録証の携帯と腕章の着用

イベントに従事するサポーターは、サポーターであることを明確にするため、「登録証」を携帯していただくとともに、イベントの際に貸与する「腕章」を着用していただきます。

12 サポーターの活動のための費用

サポーターとしての活動の謝礼や交通費等はお支払いしません。また、サポーター又は推薦する方が、市に申込みをするときの郵送料等の通信費用もサポーター又は推薦する方の負担となります。

13 保険の加入

サポーターのイベントの従事中の事故等に備えて、イベントの主催者が保険に加入します。

14 登録証を紛失したときなどは

サポーターは、登録証を紛失したときは、市に届出をしていただきます。

また、登録証が破れたりしたときも登録証を添えて、市に届出をしていただきます。

15 サポーターの登録事項に変更があったときは

サポーターは、登録した内容に変更が生じたときは、市に届出をしていただきます。

16 サポーターの登録の辞退

サポーターは、サポーターの登録を辞退しようとするときは、市に届出をしていただきます。

17 サポーターの登録の抹消

市長は、サポーターにふさわしくない行為があったと認めるときは、サポーターの登録を抹消する場合があります。

18 サポーターの個人情報の取り扱い

この制度のサポーターの個人情報は、一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）ほか関係法令の規定により取り扱います。

19 届出書、推薦書、同意書の用紙

申込書、推薦書、同意書の用紙は、市役所まちづくり推進部まちづくり推進課、各支所地域振興課と各市民センターに備え付けています。

また、一関市ホームページからもダウンロードすることができます。

20 この制度の詳細については

一関市まちづくり推進部まちづくり推進課 TEL 0191(21)2111(代表)

URL <http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/33,0,196.html>